愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令に規定する内容（案）

１．成分規格

（１）かび毒

アフラトキシンＢ$_1$の含有量は 0.02ppm を超えてはならない。

（２）残留農薬

下記の農薬の成分である物質は、それぞれ定める量を超えて含まれてはならない。

- クロルピリホスメチル　10ppm
- ピリミホスメチル　2ppm
- マラチオン　10ppm
- メタミドホス　0.2ppm
- グリホサート　15ppm

（３）添加物

エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン（BHT）及びブチルヒドロキシアニソール（BHA）の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で 150ppm 以下でなければならない。また、犬用の愛がん動物用飼料中のエトキシキンの含有量は 75ppm 以下でなければならない。

上記をまとめると以下の表のとおり。

分　類	物質等	上限値（ppm）
かび毒	アフラトキシン	0.02
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150（合計量） 犬用にあっては、エトキシキン 75ppm 以下

２．愛がん動物用飼料の製造の方法の基準

（１）原料・材料について

有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原料又は材料を用いてはならない。

（２）病原微生物について

愛がん動物用飼料の製造工程において、適切な加熱処理又は水分調節などを行うことにより、病原微生物の増殖を抑えなければならない。

（３）添加物について

プロピレングリコールは、猫用の愛がん動物用飼料には用いてはならない。

３．愛がん動物用飼料の表示の基準

愛がん動物用飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（１）愛がん動物用飼料の名称

（犬用又は猫用の別がわかる名称を記載する。）

（２）原産国名

（最終加工工程を完了した国を記載する。原産国が日本の場合は「国産」と表示することも可とする。）

（３）賞味期限

（４）事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地

（事業者の氏名又は名称の記載に当たっては、製造業者、輸入業者又は販売業者の別も表示する。）

（５）原材料（添加物を含む）

（原則として使用した原材料を全て記載する。なお、分類名による表示も可とする。

甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤及び発色剤の目的で使用する添加物は用途名も併記する。）

（参考）

本内容に関連する審議会資料は農林水産省 HP（http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/siryou/index.html）又は環境省 HP（http://www.env.go.jp/council/14animal/yoshi14-02.html）を御参照下さい。なお、どちらも同じ資料です。